

江府町条例第13号

江府町議会の議員の定数を定める条例の一部改正をここに公布する。

令和7月3月25日

江府町長 白石祐治

江府町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

江府町議会の議員の定数を定める条例（平成14年江府町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、 江府町議会の議員の定数は、 <u>9人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、 江府町議会の議員の定数は、 <u>10人</u> とする。

附 則
(施行期日等)

この条例は、令和7年4月1日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。